

千葉県告示第122号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第2項の規定により告示します。（指定番号 指－51）

また、土壤汚染対策法第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。（指定番号 指－52）

令和4年2月21日

千葉市長 神谷俊一

1 指定区域

（1）指－51 要措置区域

千葉市中央区都町三丁目13番1の一部（別図1、2のとおり）

（2）指－52 形質変更時要届出区域

千葉市中央区都町三丁目13番1の一部（別図1、3のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1）指－51 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

（2）指－52 なし

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1）指－51 なし

（2）指－52 鉛及びその化合物

4 当該要措置区域において講ずべき指示措置

指定区域（指－51）における地下水の水質の測定

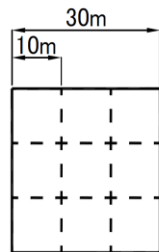
別図1



申請に関わる土地の周辺の地図（出典：地理院地図、国土交通省）

別図 2

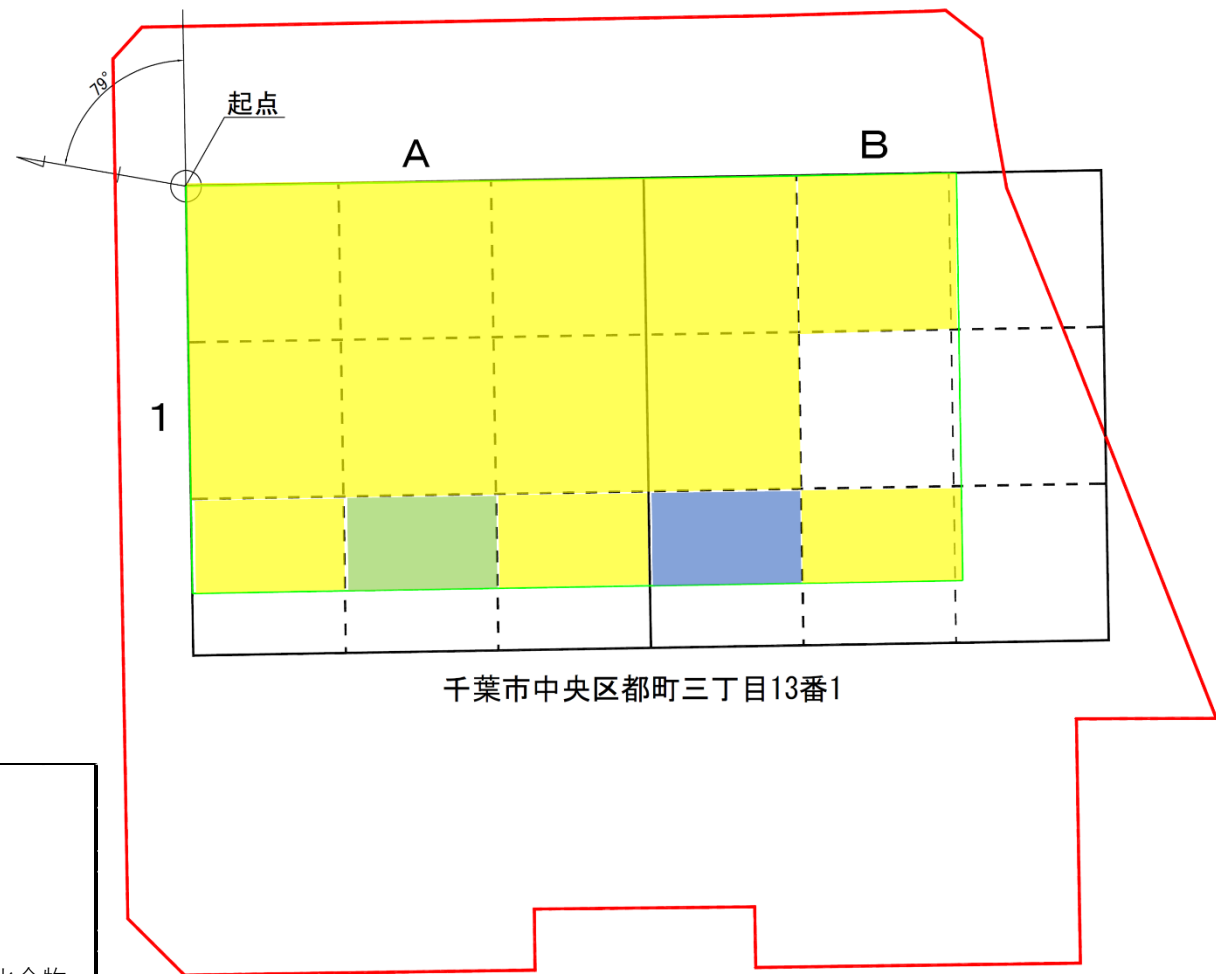
- <凡例>
- : 敷地境界線
(千葉市中央区都町三丁目13番1)
 - - - : 筆境界
 - : 調査範囲
 - : 30m格子区画
 - - - : 単位区画



要措置区域 (溶出量基準超過)

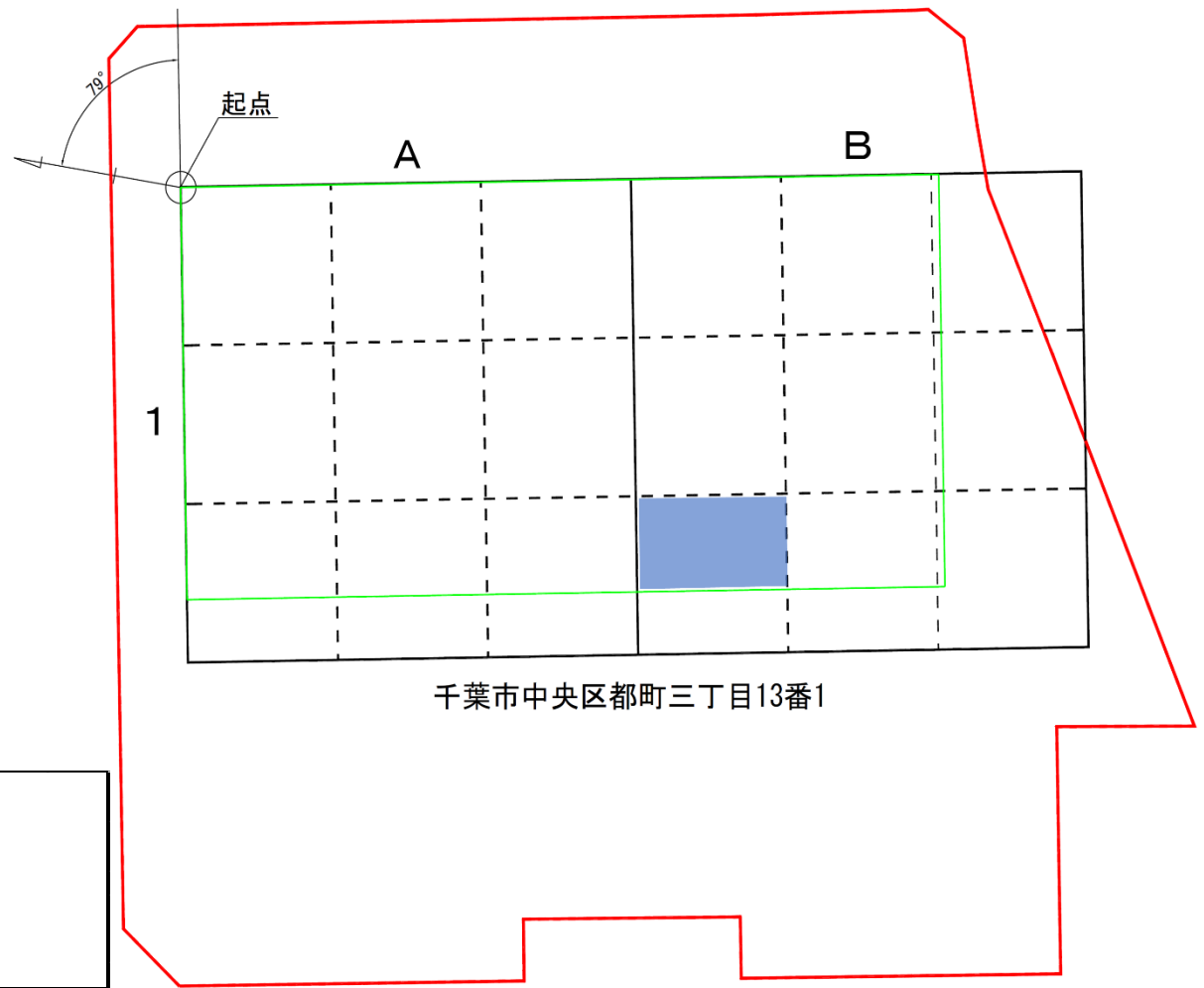
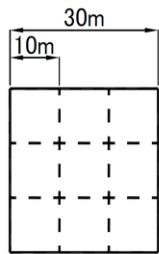
<凡例>

-  : ふっ素及びその化合物
-  : 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
-  : 砒素及びその化合物



別図 3

- ＜凡例＞
- : 敷地境界線
(千葉市中央区都町三丁目13番1)
 - - - : 筆境界
 - : 調査範囲
 - : 30m格子区画
 - - - : 単位区画



形質変更時要届出区域（含有量基準超過）

＜凡例＞

- : 鉛及びその化合物